

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

オホーツク東部の
減災に関する取組方針

平成 30 年 7 月 31 日

オホーツク東部減災対策協議会

(斜里町、清里町、小清水町、網走地方気象台、
陸上自衛隊第 6 普通科連隊、北海道警察北見方面本部、
斜里警察署、斜里地区消防組合、
網走開発建設部、オホーツク総合振興局)

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。また、平成28年8月には、1週間に3つの台風が北海道に上陸し、その1週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、住宅や農地の浸水、橋梁の崩落など、全道各地で甚大な被害が発生し、鉄道などの公共交通機関の運休や幹線道路の通行止めにより、道民のくらしや社会経済活動に大きな影響が生じた。

今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

このような災害を繰り返さないために、地域住民の安全安心を担う斜里町、清里町、小清水町と、網走地方気象台（以下『気象台』という）、陸上自衛隊第6普通科連隊（以下『自衛隊』という）、北海道警察北見方面本部（以下『北海道警察』という）、斜里警察署（以下『斜里警察』という）、斜里地区消防組合（以下『消防組合』という）、網走開発建設部（以下『網走開建』という）、オホーツク総合振興局（以下『振興局』という）は、『水防災意識社会 再構築ビジョン』を踏まえ、平成29年7月5日に『オホーツク東部減災対策協議会』（以下『協議会』という。）を設立した。

協議会では、オホーツク東部地域において想定最大規模の洪水が発生すると、洪水の到達時間が早く、かつ容易に氾濫しやすい地形であることから、限定される避難所・避難路の確保や要配慮者支援施設等における避難、交通途絶による集落の孤立化のほか、周辺市町村からの支援受入と復旧作業を妨げるおそれがあるなどの課題に対して、関係機関による減災のための取組状況の情報共有を行い、今後の取組内容を取りまとめた。

本資料は、協議会規約第3条に基づき取りまとめたものである。

2. 協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
斜里町	町長
清里町	町長
小清水町	町長
網走地方気象台	台長
陸上自衛隊第6普通科連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
斜里警察署	署長
斜里地区消防組合	消防長
網走開発建設部	部長
オホーツク総合振興局	局長

3. オホーツク西部の主な河川と流域の概要

(1) 主な河川の概要

①斜里川

斜里川は、斜里町、清里町の境界に位置する斜里岳に源を發し、札鶴川、エトンビ川等の支川を合わせ清里町を貫流し、さらに猿間川等の支川を合流し、斜里町市街地でオホーツク海に注ぐ二級河川である。

②奥薬別川

奥薬別川は、斜里町、標津町の境界に位置する海別岳に源を發し、小支川等を合わせ山地部を流下し、河口部で海別川を合流しオホーツク海に注ぐ二級河川である。

③浦士別川

浦士別川は、小清水町、大空町、美幌町、弟子屈町の境界に位置する藻琴山に源を發し、小支川等を合わせ小清水町と網走市の境界を流下し、涛沸湖からオホーツク海に注ぐ二級河川である。

④止別川

止別川は、弟子屈町のニタトルシュケ山に源を發し、小支川等を合わせ、国道391号と並走しながら流下し、小清水町市街地北方でポン止別川を合わせ、河口付近で西幹線川、中央幹線川、東幹線川を合流しオホーツク海に注ぐ二級河川である。

(2) 流域の概要

- ① 山地に挟まれた地形（谷底を流れるような地形）を流れ、降雨から流出までの時間が短く、水位が急激に上昇する特徴がある。
- ② 未整備区間が多く川幅が狭い。中小洪水においても容易に氾濫しやすい状況にあり、浸水深が早期に避難困難な水深に達する恐れがある。
- ③ 河川流域は農地として広く利用され、斜里川上流部には清里町市街部、斜里川下流部には斜里町市街地、止別川中流域には小清水町市街地があり、河川が住民の生活圏と近接している。
- ④ 多くの主要幹線が河川と近接している。斜里川は国道244号が横断、沿川には道道摩周湖斜里線があり、奥薬別川は国道334号が横断、浦士別川は国道244号、その上流で国道334号が横断している。止別川も国道244号、その上流で国道334号が横断し、沿川には国道391号がある。
- ⑤ 斜里川（斜里川、猿間川、幾品川、秋の川）では、河川改修工事が行われているが、整備完了まで時間を要する。

(3) 過去の被害状況と河川改修の状況地域の社会経済等の状況

斜里川流域では、昭和16年9月の洪水により被害を受け、昭和17年より斜里川および各支川において河川改修事業を実施することとなったが、第2次世界大戦の激化に伴い休止に近い状態となった。

その後、昭和26年度に入り本格的な改修を再開し、昭和28年度までに猿間川のショートカットを完成させたのを初めとして、昭和32年までに斜里川の堤防を施工、さらに猿間川、幾品川、秋の川の堤防を施工し、昭和38年度に事業が完了した。

その後、昭和50年8月、昭和56年8月の洪水を契機として、平成元年より河川改修事業に着手し、斜里川本川は、河口から猿間川合流点までの約2.4kmの工事が施工され、現在も整備中である。

洪水により無堤区間や川幅の狭い区間で外水はん濫や、急流河川の特徴である高速の乱れた流れにより河岸や高水敷の洗堀・侵食が発生しており、各沿川の住宅地や農地では多くの被害が発生している。

斜里川水系では、平成21年3月に「斜里川水系河川整備計画」を策定し、対象期間を概ね20年とする河川整備の当面の目標を設定し、既往第2位の昭和50年8月洪水の流量を安全に流下させるため、必要な断面を確保する築堤や河道整備等を実施している。

(斜里川下流の市街地区(猿間川合流点下流)は既往第1位の平成4年9月洪水を対象として改修済み)

奥薬別川は、河口から国道までの2.6kmは昭和51年から昭和60年に改修し、また、国道から上流3.8kmも昭和56年から昭和58年に災害関連事業により改修しているが、近年の大雨により溢水が生じ、農地で浸水被害を受けている。

浦士別川、止別川については、農業の国営明渠事業により改修されているが、近年の大雨により溢水による被害を受けており、主に農地で浸水被害を受けている。

(4) 地域の社会経済等の状況

オホーツク東部地域は、農業、水産業が盛んで、さけ定置漁業は道内トップクラスの水揚げ量を誇っており、農業では小麦、てんさい、馬鈴薯を主要作物とする畑作が中心となっている。

また、主要幹線道路として、網走市と斜里町を結び標津町方面に至る国道 244 号、美幌町とウトロ方面に至る国道 334 号、川湯、弟子屈町方面とを繋ぐ国道 391 号がある。また、斜里川沿いには道道摩周湖斜里線、道道斜里停車場美咲線および道道越川中斜里停車場線があり、さらに釧路市と網走市を結ぶ JR 釧網本線が横断し、流域内外につながる多様な交通網が存在する。

4. 大規模な洪水発生時に想定される被害について

(1) 想定される被害の特徴と課題

①斜里川下流域（斜里町市街地）

- 市街地が斜里川河口から猿間川合流点付近に位置し、氾濫水が溜まりやすい地形であるため、多数の住宅のほか、学校、商業施設、諸官庁の出先機関、公共施設及び主要道路、鉄道が浸水する恐れがある。

②斜里川上流域（清里町市街地）

- 川幅が狭く、かつ高速な洪水流が発生しやすい地形のため、氾濫流や河岸浸食により河川沿いの家屋が倒壊・流亡することが懸念される。

③その他河川（奥薬別川・浦士別川・止別川など）

- 河川沿いに低平地が多く、氾濫が生じると広範囲に浸水し、浸水時間も長くなることが懸念される。
- 川幅が狭いところでは、高速な洪水流が発生しやすい地形のため、氾濫流や河岸浸食により河川沿いの家屋が倒壊・流亡することが懸念される。
- 避難路の冠水等による住民避難の通行の妨げや孤立集落などが懸念される。

④地域全体

- 網走市及び標津町方面に至る国道244号、美幌町とウトロ方面に至る国道334号、川湯、弟子屈町方面とを繋ぐ国道391号の主要幹線道路や釧路市と網走市を結ぶJR釧網本線の浸水が想定され、上流または下流への避難や、救助活動、支援の受け入れのほか、農作物等の物流に支障をきたすことが懸念される。
- 河川の未整備区間が多く、容易に氾濫することが懸念される。
- 山間を流れる中小河川の氾濫により、更なる分散する家屋の孤立化が懸念される。

これらのオホーツク東部地域の特徴から、大規模な洪水発生時においても『逃げ遅れゼロ』、『社会経済被害の最小化』に向けて、次の3つの課題について取組を行う。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. <u>円滑かつ迅速な避難</u>2. <u>的確な水防活動</u>3. <u>氾濫水の排水、浸水被害軽減</u> |
|---|

5. 課題解決に向けた取組（現状の取組状況と課題）

前項の課題解決に向けた主な取組と現在の状況は下記のとおりである。

（別紙-1参照）

取組項目		現状の取組状況	課題	
■（1）円滑かつ迅速な避難のための取組				
①情報伝達、避難計画等に関する事項				
ア	A	洪水時の河川管理者からの情報提供等（内容及びタイミングの確認）	<ul style="list-style-type: none"> ・振興局、関係自治体首長とのホットラインが構築済。（振興局、斜里町、清里町、小清水町） 	
イ	B	避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里川、猿間川では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域を公表し、斜里町に通知済。（振興局、斜里町） ・斜里川、猿間川について、洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準を設定済。（斜里町） ・清里町地域防災計画において、避難勧告等の発令基準（暫定版）を設定。（清里町） ・斜里川、猿間川（水位周知河川）のタイムラインについて、関係機関と調整中。（振興局、斜里町） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発令基準等の判断基準となる水位計が不足。（振興局、斜里町、清里町、小清水町） ・想定最大規模の洪水を対象とした避難勧告等の発令区域、基準の設定について検討が必要。（斜里町、小清水町） ・タイムラインを作成し、避難勧告の発令基準等を明確にし、地域防災計画に反映させることが必要。（振興局） ・避難準備・高齢者等避難開始を発令するためのタイミングや判断を検討することが必要。（斜里町）
ウ	C	水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川以外について、平成29年度より洪水氾濫危険区域図を作成中。（振興局） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川以外の水位情報の把握、周知方法を検討することが必要。（振興局、斜里町、清里町、小清水町）

取組項目		現状の取組状況	課題
エ	D	ICT等を活用し住民等に適切かつ確実に情報伝達する方法等の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川以外の水害リスクの高い箇所を把握し、水位情報の把握、周知方法を検討することが必要。 (振興局、斜里町) ・高齢者や要配慮者への避難準備情報を発令するタイミングや判断を検討することが必要。(斜里町、清里町、小清水町) ・地域住民等の水害に係る意識改革が必要。 (斜里町、清里町、小清水町)
オ	E	隣接市町村への広域避難体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺への避難が安全となる場合があるため、広域避難計画について検討することが必要。(斜里町、清里町、小清水町)
カ	F	要配慮者利用施設等に関する避難計画等の作成・訓練に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月19日に網走市で網走地区における要配慮者施設への説明会を実施。(網走開建) ・平成30年度、洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設位置図を提示。 (振興局)

取組項目		現状の取組状況	課題
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
ア	G	想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里川、猿間川では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を公表し、斜里町に通知済。（振興局、斜里町） ・斜里町HPで公表することが必要。（斜里町）
イ	H	水害ハザードマップの作成、改良と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里川、猿間川では、想定最大規模の降雨による浸水想定区域、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）を公表し、斜里町に通知済。（振興局、斜里町） ・想定最大規模の洪水ハザードマップの作成が必要。（斜里町、清里町、小清水町） ・効果的な周知方法の検討が必要。（斜里町、小清水町）
ウ	I	『まるごと・まちごとハザードマップ』の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・『まるごと・まちごとハザードマップ』の作成について検討が必要。（斜里町、清里町、小清水町）
エ	J	住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関主催の訓練等に参画。（網走開建、振興局、気象台、自衛隊、北海道警察、斜里警察） ・地域住民、関係機関を交えた総合防災訓練の実施を検討。（斜里町、清里町、小清水町） ・防災意識の向上や訓練参加者拡大に向けた訓練内容の検討が必要。（斜里町） ・地域（自主防災組織）毎の避難訓練の取り組みの把握が必要。（小清水町）

取組項目		現状の取組状況	課題
オ	防災教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、防災意識の向上や河川環境への理解を深めるため、『川の防災学習会』を実施。 (網走開建) ・必要に応じ、町が行う取組に協力。(振興局、気象台、自衛隊) ・『Doはぐ』や『地域防災マスター制度』等、防災教育の取組の推進。(振興局) ・災害発生時、迅速、的確に住民が避難できるよう防災訓練を実施する等、防災意識向上の取組を推進。 (斜里町、清里町、小清水町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の水害に係る意識改革が必要。 (斜里町、清里町、小清水町)
	K		

取組項目		現状の取組状況	課題
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項			
ア	L	危機管理型水位計等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川区間以外について、水位を把握するための簡易水位計の配置計画を検討。(振興局) ・水位周知河川(区間)以外の水害リスクの高い箇所を把握し、水位情報、周知方法を検討することが必要。(振興局) ・防災対策の観点から河川監視用カメラの設置が望ましいが、町独自の設置は困難。(斜里町、清里町、小清水町)
イ	M	危機管理型ハート対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より、斜里川の重要水防区間の一部において、堤防天端舗装を実施。(振興局) ・堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすため、市街地区間の堤防天端舗装について検討することが必要。(振興局)
ウ	N	河川防災ステーション等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災装備品を計画的に整備。(自衛隊) ・防災資材備蓄を町内6箇所の防災倉庫に備蓄。(斜里町) ・防災資材の備蓄、充実が重要。(振興局、斜里町)
エ	O	避難場所、避難路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲の浸水により、避難経路が確保できず、孤立する集落が発生し、避難場所が確保できない場合がある。(斜里町、清里町) ・水害に係る避難経路の指定について検討することが必要。(小清水町)

取組項目		現状の取組状況	課題
■ (2) 的確な水防活動のための取組			
①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
ア	P	重要水防箇所の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里川、猿間川の土地利用を踏まえ、平成29年度に重要水防区間を追加しており、重要水防箇所の確認は出水期前に実施。(振興局) ・道管理河川の水害リスクが高い箇所の共同点検が必要。(斜里町、清里町、小清水町)
イ	Q	水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関が保有している情報を共有。(振興局、自衛隊、斜里町、清里町、小清水町) ・各機関が保有する水防資機材について保管場所等の詳細な情報を共有することが必要。(振興局、自衛隊、斜里町、清里町、小清水町) ・防災備蓄ヤードの備蓄資材を関係機関で活用することが可能か検討することが必要。(振興局)
ウ	R	水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関主催の訓練等に参画。(振興局、气象台、自衛隊、北海道警察、斜里警察、消防組合) ・関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。(斜里町、清里町、小清水町)
エ	S	水防に関する広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関と連携して消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を実施。(振興局、斜里町、清里町、小清水町) ・消防団員の減少、高齢化の傾向にあり、想定最大規模の洪水の際は、人員が確保できるかが課題。(斜里町、清里町、小清水町)
オ	T	水防団間での連携、協力に関する検討	

取組項目		現状の取組状況	課題
②町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
ア	U	災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・斜里町国民健康保険病院を含む非常配備体制を構築。 (斜里町)
イ	V	洪水時の防災拠点となる町村庁舎等の機能確保対策の充実	・耐震化や非常用電源等は整備が必要。(斜里町) ・非常用発電機の稼働時間が48時間未満となっているため検討が必要。 (小清水町)
ウ	W	大規模工場等の自衛水防に係る取組の促進	・洪水浸水想定区域内の大規模工場(ホクレン中斜里製糖工場)との自衛水防に係る取組などの情報共有が必要。(斜里町) ・浸水防止計画について検討することが必要。 (斜里町)

取組項目		現状の取組状況	課題	
■ (3) 氾濫水の排水、施設運用等に関する取組				
① 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項				
ア	X	排水施設、排水資機材の運用方法改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・排水ポンプ車をはじめ、その他照明車など排水に必要な災害対策車両を全道各地に配備。(網走開建) ・協定を締結している町内の建設業協会や消防の協力及び網走開発建設部への応援要請等による浸水の排水作業を実施。(斜里町、清里町、小清水町) ・排水用ポンプの整備を実施。(斜里町) 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水時は、的確・迅速な排水活動が求められることから、平時から資機材の使用方法や能力等の確認が必要。(振興局) ・内水氾濫等が発生した場合、排水施設(排水ポンプ等)の設置や作業可能箇所の有無等を把握することが必要。(振興局)
		洪水氾濫等による浸水被害軽減地区を指定		
イ	Y	洪水を未然に防ぐ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・斜里川、猿間川、秋の川、幾品川において河川整備を実施。(振興局) ・河川機能確保のための計画的な河道掘削や樹木伐採等の維持管理を実施。(振興局) 	

6. 減災のための目標

(1) 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水・浸水被害軽減を実施するため、各構成員が連携して平成33年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

関係機関との連携を強化し、オホーツク東部地域の二級河川で発生しうる大規模水害に対し、『逃げ遅れゼロ』『社会経済被害の最小化』を目指す。

【目標達成に向けた3本柱】

水災害防止を目的に河川管理者が実施する堤防整備等の洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加えて、以下の取組を実施する。

- (1) 高速な洪水流による家屋倒壊や、氾濫水が流下・拡散しやすい地形による広範囲の浸水から人的被害を防ぐため、
円滑かつ迅速な避難のための取組を実施する。
- (2) 高速な洪水流に河岸侵食や、氾濫水の流下・拡散を最小限にするため、
的確な水防活動のための取組を実施する。
- (3) 救助活動や支援助け入れの円滑化に資する道路途絶の早期復旧や、社会経済活動の早期復旧のため、
氾濫水の排水、浸水被害軽減のための取組を実施する。

7. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える『水防災意識社会』を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙-2参照)

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題対応
① 情報伝達、避難計画等に関する事項				
ア	河川管理者と町村長の間で河川情報等を伝達するホットライン等	平成29年度から実施	振興局 斜里町 清里町 小清水町	A
イ	『避難勧告等に関するガイドライン』を参考とした避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準の見直し等	平成29年度から実施	振興局 斜里町 清里町 小清水町	B1
	避難計画に着目した水害対応タイムライン(避難勧告発令区域、避難判断基準等)の構築と実施箇所検討等	平成29年度から実施	網走開建 消防組合 以外の機関	B2
ウ	水位周知河川の見直し及び水位周知河川以外の道管理河川に係る『洪水氾濫危険区域図』の提供や周知等	平成29年度から実施	振興局 斜里町 清里町 小清水町	C
エ	『川の防災情報』による河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の周知等	平成29年度から実施	網走開建 振興局	D1
	緊急速報メールの活用等、住民に洪水及び避難情報を適切かつ確実に伝達する体制及び方法等	平成29年度から実施	斜里町 清里町 小清水町	D2
オ	町村の避難場所で避難者を収容できない場合、隣接する市町村に広域避難する際の連絡体制等	平成30年度から実施	斜里町 清里町 小清水町	E
カ	町村地域防災計画に定めている要配慮者利用施設について、避難確保や浸水防止計画の作成や避難訓練の実施等	平成29年度から実施	網走開建 斜里町 清里町 小清水町	F1
	要配慮者利用施設等に係る避難確保計画の作成や訓練の実施状況を踏まえた支援策や支援体制等	平成30年度から実施	網走開建 斜里町 清里町 小清水町	F2

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題対応
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項				
ア	想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有等	平成29年度から実施	振興局 斜里町	G
イ	想定最大規模の『浸水想定区域図』等を踏まえた洪水ハザードマップの作成や公表等	平成29年度から実施	振興局 気象台 斜里町 清里町 小清水町	H1
	『水害ハザードマップ作成の手引き』を参考に、わかりやすい洪水ハザードマップを作成するとともに、住民に効果的に周知する方法等	平成30年度から実施	振興局 気象台 斜里町 清里町 小清水町	H2
ウ	『まるごと・まちごとハザードマップ』を参考にした取組の促進等	平成30年度から実施	振興局 気象台 斜里町 清里町 小清水町	I
エ	町村等による避難訓練の実施状況や予定を共有し、住民を含む関係機関が連携した避難訓練等	平成29年度から実施	消防組合 以外の機関	J
オ	防災教育に関する指導計画の作成支援、学校等での防災教育の拡充等	平成29年度から実施	北海道警察 斜里警察 消防組合 以外の機関	K

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題対応
③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項				
ア	危機管理型水位計の配置計画等	平成29年度 から実施	振興局	L1
	河川監視用カメラの配置計画等	平成29年度 から実施		L2
イ	危機管理型ハード対策について、概ね5年間で 実施する整備箇所の共有等	平成30年度 から実施	振興局	M
ウ	防災資機材の備蓄整備等	平成29年度 から実施	振興局 自衛隊 斜里町	N
エ	避難場所、避難経路の整備等	平成29年度 から実施	斜里町 清里町 小清水町	O

(2) 的確な水防活動のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題対応
① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項				
ア	河川整備状況を踏まえ、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、関係者による共同点検の実施等	平成29年度から実施	振興局 斜里町 清里町 小清水町	P
イ	関係機関が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援等	平成29年度から実施	振興局 自衛隊 斜里町 清里町 小清水町	Q
ウ	住民を含めた関係機関が参加した実践的な水防訓練等	平成29年度から実施	全機関	R
エ	関係機関の水防に関する広報の取組状況や予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実等	平成29年度から実施	振興局 斜里町 清里町 小清水町	S
オ	水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力等	平成29年度から実施		T
② 町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項				
ア	洪水浸水想定区域内に設置されている災害拠点病院等の施設管理者に、洪水が発生した際、確実に情報伝達する方法の検討等	平成30年度から実施		U
イ	町村庁舎等が、洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能確保のための対策（耐水化、非常用電源等の整備等）の検討等	平成29年度から実施	斜里町 小清水町	V
ウ	洪水浸水想定区域内の地域防災計画に定められている大規模工場等の施設について、浸水防止計画作成や、訓練実施等	平成30年度から実施	斜里町	W1
	浸水防止計画の作成や訓練の実施状況等を踏まえた支援策等	平成30年度から実施	斜里町	W2

(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題対応
③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項				
ア	洪水浸水想定区域内の排水施設及び資機材の配置、運用方法の情報を共有するとともに、排水施設管理者相互の連絡体制を構築し、洪水発生の際は、円滑かつ迅速な排水作業を行えるよう運用方法の検討等	平成29年度から実施	網走開建 振興局 自衛隊 斜里町 清里町 小清水町	X
イ	河川管理者が実施する河道整備や河道の維持管理について情報を共有等	平成29年度から実施	振興局	Y

(4) その他

主な取組項目		目標時期	取組機関	課題対応
① その他				
ア	国が実施する研修、訓練への地方公共団体の参画等、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体相互の支援体制の強化等	平成29年度から実施	網走開建 振興局 斜里町 小清水町	Z
イ	各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等	平成29年度から実施	網走開建 振興局 小清水町	AA

8. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、減災目標や各機関の防災業務計画、地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。